

東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託

一般仕様書

一宮市上下水道部

一般仕様書目次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (業務の対象施設)
- 第3条 (対象業務)
- 第4条 (委託期間等)
- 第5条 (予算の減額等による契約変更等)
- 第6条 (業務時間)
- 第7条 (総括責任者及び副総括責任者)
- 第8条 (総括責任者及び副総括責任者の職務)
- 第9条 (有資格者の配置等)
- 第10条 (電気主任技術者)
- 第11条 (緊急時の体制)
- 第12条 (施設機能の確認)
- 第13条 (引継ぎ)
- 第14条 (提出書類)
- 第15条 (業務の確認)
- 第16条 (委託者への協力)

第2章 業務要領

- 第17条 (業務体制)
- 第18条 (業務実施計画書)
- 第19条 (設備の運転管理)
- 第20条 (保守点検・整備)
- 第21条 (水質検査)
- 第22条 (環境整備業務)
- 第23条 (主要薬品の調達)
- 第24条 (廃棄物の収集運搬)
- 第25条 (しき・沈砂及び脱水汚泥搬出)
- 第26条 (臭気飛散防止対策)
- 第27条 (緊急事態への対応)
- 第28条 (応急措置及び事故報告)
- 第29条 (業務完了報告書等)
- 第30条 (日次業務完了報告書)
- 第31条 (月次業務完了報告書及び完了検査)
- 第32条 (年次業務完了報告書)
- 第33条 (業務書類の整備)

- 第34条 (施設の一般管理)
- 第35条 (議事録の作成)
- 第36条 (目標水質と改善指示)
- 第37条 (安全の確保)
- 第38条 (火災の防止)
- 第39条 (施設等への立入り)

第3章 その他

- 第40条 (施設の使用)
- 第41条 (工事完成図書等の貸与)
- 第42条 (費用の分担)
- 第43条 (工具及び特殊車両の分担)
- 第44条 (工具類の保管及び資材等の備蓄)
- 第45条 (業務従事者の服装、態度等)
- 第46条 (業務従事者の資質向上)
- 第47条 (エネルギーの管理)
- 第48条 (電話・ファクス等)
- 第49条 (業務の提案等)
- 第50条 (賠償責任)
- 第51条 (疑義等)
- 別紙1 (緊急時対応手順書)
- 別表1 (費用の負担)
- 別表2 (工具及び特殊車両の負担)

第1章 総則

(目的)

第1条 東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）は、一宮市（以下「委託者」という。）が発注する運転維持管理業務（以下「業務」という。）に適用するものであり、業務を適正かつ円滑に実施するため必要な事項を定めるものである。ただし、特に定める事項については、東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に明記する。

(業務の対象施設)

第2条 業務の対象施設は、特記仕様書第1条に掲げる施設とする。

(対象業務)

第3条 対象とする業務は、特記仕様書第2条に掲げる内容とする。

(委託期間等)

第4条 委託期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとし、準備期間、移行期間、履行期間は次のとおりとする。

- (1) 準備期間：契約締結日から令和4年1月31日まで
 - (2) 移行期間：令和4年2月1日から令和4年3月31日まで
 - (3) 履行期間：令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- (予算の減額等による契約変更等)

第5条 委託者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額または削除があった場合は、この契約を変更または解除することができる。

(業務時間)

第6条 令和4年2月1日から令和7年3月31日の契約者（以下「受託者」という）の業務時間は次のとおりとする。

- (1) 業務は24時間連続とする。
- (2) 常日勤者は一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に準ずるものとする。ただし、受託者が作業に必要と認めた場合には、この時間を超えて作業を行うものとする。

(総括責任者及び副総括責任者)

第7条 受託者は、業務の総括責任者を常日勤者より1名、東部及び西部浄化センターに副総括責任者を常日勤者よりそれぞれ1名選任しなければならない。

(総括責任者及び副総括責任者の職務)

第8条 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 最高責任者として浄化センターに常駐し、業務従事者の指揮・監督を行うこと。
- (2) 契約書、本一般仕様書、特記仕様書、及びその他関係書類により、業務の目的、内容等を十分理解して、効果的、経済的な運転に努めること。

- (3) 日常の業務執行状況を随時委託者に報告し、必要があれば協議を行うこと。
- (4) 業務従事者を教育し、技術の向上、事故の防止に努めること。
- 2 副総括責任者は、統括責任者が不在のとき、統括責任者に代わってその職務を忠実に
行わなければならない。
- 3 総括責任者の資格、能力は流動焼却炉を有する合流式下水道処理施設（公称能力20,
000 m³/日以上）で、3年以上の経験を有し、下水道法施行令第15条の3に定める
有資格者で、業務従事の指揮、監督など総括能力があり、業務履行状況を常に把握し事
故災害等の緊急事態に適切な対応ができる者とする。
- 4 副総括責任者（東部浄化センター）の資格、能力は合流式下水道処理施設（公称能力
20,000 m³/日以上）で、1年以上の経験を有し、下水道法施行令第15条の3に
定める有資格者で、総括責任者を補佐する能力を有し、その職務を代行できる者とする。
- 5 副総括責任者（西部浄化センター）の資格、能力は流動焼却炉を有する合流式下水道
処理施設（公称能力20,000 m³/日以上）で、1年以上の経験を有し、下水道法施
行令第15条の3に定める有資格者で、総括責任者を補佐する能力を有し、その職務を
代行できる者とする。
- 6 総括責任者及び副総括責任者が不在時は、業務従事者の中から連絡責任者を明確にし、
委託者との業務連絡を行うこと。

（有資格者の配置等）

第9条 受託者は、業務の履行に当たり、次の各号の有資格者を東部及び西部浄化センタ
ーへ配置しなければならない。なお、配置計画等の詳細は業務履行計画書に記載するこ
と。

- (1) 下水道法施行令第15条の3に定める者
 - (2) 第3種以上の電気主任技術者（西部浄化センターのみ）
 - (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
 - (4) 危険物取扱者（甲種又は乙種第四類）
 - (5) 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
 - (6) 玉掛技能講習修了者
 - (7) 第一種電気工事士
 - (8) 特定化学物質作業主任者
 - (9) 一級以上のボイラー技士（西部浄化センターのみ）
 - (10) その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者
- 2 業務従事者の異動は、その1ヶ月前までに委託者に通知した上で前任者と後任者の引
継を行い、業務に支障の無いようにすること。
- 3 業務従事者の出張等には、予めその出張先、期間、目的等を委託者に通知する
こと。また、出張等が長期間にわたる場合は事前に委託者と協議を行い、承諾を得るこ
と。

(電気主任技術者)

第10条 受託者は、特高変電所を有する西部浄化センターの電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督に必要な電気主任技術者を選任し委託者に届出すること。なお、所轄官庁に対する届出は、委託者によって行うものとする。

2 電気主任技術者は、西部浄化センターに常駐し保安規定に基づき西部浄化センターの電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督を行うと共に点検を実施する。

- (1) 電気工作物の日常点検
- (2) 電気工作物の外部一般点検 (1回/月)
- (3) 電気工作物の精密点検 (1回/年)
- (4) 蓄電池点検

3 受託者は、西部浄化センターの電気主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に備え、その業務を代行する者を予め選任し委託者に届出すること。

4 受託者は、西部浄化センターの電気主任技術者が行う業務上重要な事項について、委託者に連絡、報告及び調整を行うこと。ただし、緊急の場合は、電気主任技術者は必要な措置を講じた後、委託者に報告を行うこと。

(緊急時の体制)

第11条 受託者は、大雨・台風・地震・その他重大事故(施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、下水道法第12条の9に係る有害物質等事故を含む異常流入水、水質の悪化及び機器異常)等の緊急事態に備え、1時間以内に業務従事者を非常招集できる体制を確保すること。なお、非常招集等の詳細は業務履行計画書に記載すること。

(施設機能の確認)

第12条 委託者及び受託者は、準備期間において、本施設等の性状、規格、機能、数量、その他の内容について、双方立ち会いの下、確認するものとする。

(引継ぎ)

第13条 受託者は、履行期間開始までに、業務に関する留意事項等を記載した引継文書を作成し、業務期間中、常に備えておかななければならない。

2 本業務の契約により受託者に変更が生じる場合は、本業務の継続かつ確実な履行を確保するため、受託者は移行期間中に契約者(以下「現受託者」という)から業務の引継ぎを受けなければならない。この場合、受託者は現受託者の業務遂行に支障をきたさないよう、引継文書の引継ぎとともに技術指導を受けなければならない。なお、委託者が業務の移行期間が終了した時点で、引継ぎが十分に行われていないと判断した場合は、受託者に移行期間の延長を求めることができる。引継ぎに掛かる費用については、すべて受託者の負担とする。

3 本業務の契約満了により受託者に変更が生じる場合は、受託者は令和7年4月1日以降の契約者に引継文書の引継ぎを行うとともに技術指導を行わなければならない。

4 引継文書に関しては、対象施設固有の運転及び保守管理上の留意点を把握できる内容

とし、次に添って記載すること。

- (1) 各施設設備の留意すべき特性や固有の状況
- (2) 定常時及び非定常時の調節器及び各設備の設定状況
- (3) 特有の運転方法、運転上の特別な操作及び運用方法
- (4) その他の留意事項

(提出書類)

第14条 受託者は、本業務の契約締結後14日以内に、次の各書類を提出すること。また、履行期間の2年度目以降は当該年度の業務開始日の10日前までに、追加・変更部分についての書類を提出すること。

(1) 業務履行計画書

- ・業務組織
- ・業務達成目標
- ・年間作業計画
- ・物品管理計画
- ・日常業務計画
- ・運転管理計画
- ・保全管理計画
- ・物品の調達及び管理業務実施計画書
- ・薬品の調達及び管理業務実施計画書
- ・安全衛生管理計画
- ・報告様式
- ・有資格者一覧
- ・緊急時対応計画
- ・緊急時連絡体制
- ・環境整備計画（施設及び周辺の清掃、除草、樹木の手入れ）
- ・業務を引き継ぐための実施方針（現受託者より変更になった場合）
- ・引継体制、方法
- ・危機管理マニュアル
- ・その他必要事項

(2) 総括責任者選任届

(3) 副総括責任者選任届

(4) 電気主任技術者選任届

- ・電気主任技術者資格書（写）及び経歴書
- ・不在時の代行者の経歴書等

(5) 火元責任者選任届

(6) 事務室等使用願

- (7) 工具類及び資材等一覧表
 - (8) 使用車両届
 - ・自動車検査証の写し
 - ・車両が確認できる写真
- 2 受託者は、前項に掲げる書類の記載内容等を変更しようとする場合は、事前にその届を提出すること。
- 3 受託者は、必要に応じて次の各書類を提出すること。
- (1) 工具類借用願
 - 委託者が所有する工具類を借用する場合
 - (2) 貸与工具類返却届
 - 委託者から貸与された工具類を返却する場合
 - (3) 事故、故障・修理報告書
 - (4) 水質検査報告書
 - (5) 日次業務完了報告書
 - ・日常報告書
 - ・その他必要な書類
 - (6) 月次業務完了報告書
 - ・月次完了報告書
 - ・運転維持管理についての所見
 - ・月間報告書
 - ・その他必要な書類
 - (7) 年次業務完了報告書
 - ・年次完了報告書
 - ・運転維持管理についての所見
 - ・年間報告書
 - ・その他必要な書類
 - (8) 発注依頼書
 - (9) 議事録
- (業務の確認)
- 第15条 委託者は、受託者が提出した業務履行計画書及び業務実施計画書に基づき、誠実にその業務が履行されているか日常報告書及び月間報告書等により月間業務の履行状況について確認を行うものとする。
- (委託者への協力)
- 第16条 委託者が実施する修繕、工事、委託、調査、緊急時対応等について、受託者は協力しなければならない。
- 2 受託者は、委託者の環境の保全と改善に対する活動に協力しなければならない。

第2章 業務要領

(業務体制)

第17条 受託者は、業務履行計画書に基づき業務を確実に遂行するための体制をとること。

- 2 受託者は、事故が生じた場合にも、適切かつ迅速な対応ができる体制を確保すること。
- 3 委託者は、業務体制が、業務の適切な実施に支障を及ぼす恐れがあると判断した場合には、受託者に対しその改善を命ずることができるものとする。
- 4 東部及び西部浄化センターにおいて、常時公共下水道の運転維持管理業務で標準活性汚泥法の経験が3年以上ある者を各施設に1名以上配置すること。

(業務実施計画書)

第18条 受託者は、各月末までに業務履行計画書に基づき、次の翌月業務実施計画書を作成して、委託者と協議すること。

- (1) 運転業務実施計画
- (2) 保守点検・整備業務実施計画
- (3) 環境整備業務実施計画
- (4) その他業務実施計画

- 2 保守点検・整備業務実施計画は、委託者が定める保守点検・整備業務表に準拠していなければならない。
- 3 受託者は、委託者と協議して決定した業務実施計画書に従い、確実にその業務を履行すること。

(設備の運転管理)

第19条 受託者は、工事完成図書、取扱説明書等に定める運転方法及び業務履行計画書に基づき、運転操作監視を適正に行うこと。

- 2 受託者は、運転操作監視中に、設備又は機器等に異常を発見した場合は、速やかにその状況を委託者に報告し、その対応を協議すること。

(保守点検・整備)

第20条 受託者は、設備の機能維持及び延命化を図るため、特記仕様書に従い日常及び定期的に保守点検・整備を行うこと。

- 2 受託者は、保守点検・整備中に設備又は機器等に異常を発見した場合には、速やかにその状況を委託者に報告し、その対応を協議すること。

(水質検査)

第21条 受託者は、処理施設の健全な機能確認のための必要な水質検査を、特記仕様書に従い実施すること。

- 2 受託者は、実施した水質検査を速やかに委託者に報告し、処理運転状況について協議すること。

(環境整備業務)

第22条 受託者は、業務の対象施設を衛生的に維持し、最適な作業環境を確保しなければならない。特に定期的な清掃、除草、樹木の手入れが必要な範囲等は、特記仕様書第2条(7)に示す。

- 2 清掃、除草などの内容、頻度等は、特記仕様書で定めるものを除き、受託者が自ら定めるものとする。

(主要薬品の調達)

第23条 受託者は、特記仕様書第2条(8)に示す主要薬品の調達方法、効率的な管理方法及び年間を通じての使用計画を定め、確実に調達すること。

(廃棄物の収集運搬)

第24条 受託者は、ポンプ場及び貯留槽から発生するしき・沈砂、また、西部浄化センターから発生するばいじん(愛知県の産業廃棄物の種類(品目名)はダスト類)及び下水汚泥の臭気飛散防止措置として用いるための燃え殻を東部浄化センターまで運搬すること。

- 2 受託者は、下水汚泥等の飛散及び脱離液の漏洩等がなく適正に運搬できる構造を有する天蓋式ダンプを使用すること。また、必要に応じて廃棄物の臭気飛散防止対策を講ずること。

(しき・沈砂及び脱水汚泥搬出)

第25条 受託者は、浄化センター等から発生する、しき・沈砂及び脱水汚泥の搬出に関して、委託者が契約する産業廃棄物収集運搬処分業者の配車、立合い、処分量の確認、マニフェストの発行及び引渡しまでを行うものとする。

- 2 受託者は、臭気の種類により消臭剤等の散布により臭気飛散防止対策を講じるとともに、作業にあたる産業廃棄物収集運搬処分業者に協力しなくてはならない。
- 3 受託者は、発行したマニフェストについては、東部浄化センターにて保管及び管理を行うものとする。

(臭気飛散防止対策)

第26条 受託者は、臭気飛散防止対策として、必要に応じて施設や廃棄物に消臭剤等を散布し、近隣住民の生活環境が損なわれないように努めること。

(緊急事態への対応)

第27条 受託者は、緊急時の対応について以下の項目を委託者と協議し、委託者の事業継続計画等に基づいて緊急時対応計画を策定すること。

- (1) 緊急事態の発生に備え、事前準備の内容
- (2) 緊急事態が発生した場合、必要となる施設の緊急調査について、調査内容、時期及び方法
- (3) 緊急事態が発生した場合、必要となる物資の調達リスト(品目、調達先、調達可能な数量、保管場所及び調達時間)

(4) 緊急時連絡体制

- 2 受託者は、緊急事態発生時、直ちに必要な措置を講じるとともに直ちに委託者に連絡すること。
- 3 受託者は、豪雨、停電及び地震時の対応については、別紙1に示す「緊急時対応手順書」に従い対応すること。なお、気象庁から豪雨と成り得る予報が発表された場合、事前に施設の運転に関して委託者と協議し、これに基づき行うこと。
- 4 受託者は、緊急事態に対応した場合、発生原因、被害状況及び経過等についてまとめ、後日速やかに、事故、故障・修理報告書を委託者に提出すること。
- 5 受託者は、災害用仮設トイレについて、地震により被災し、災害応急対応として被害状況や地元からの要望等により開設が必要な場合は、設営、維持管理（清掃）等に協力すること。
- 6 受託者は、有害物質および油類等の下水道への流入事故等の通報を受けた場合、委託者の提示する方法に従い情報収集を行い遅滞なく報告するとともに、事故汚水の処理に協力すること。

(応急措置及び事故報告)

第28条 受託者は、業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じて被害を最小限に留めるとともに、事故の発生原因、被害状況、経過及び講じた措置などについて速やかに報告すること。

(業務完了報告書等)

第29条 受託者は、本業務の実施に伴い、特記仕様書に従い日次業務完了報告書、月次業務完了報告書及び年次業務完了報告書等を作成し、委託者に提出すること。

(日次業務完了報告書)

第30条 受託者は、日毎に日次業務完了報告書を委託者に提出すること。なお、提出は、業務日の翌日の午前9時までに、翌日が休日等の場合は直近の平日の午前9時までに委託者に提出すること

(月次業務完了報告書及び完了検査)

第31条 受託者は、月次業務完了報告書を委託者に提出し委託者の完了検査を受けること。完了検査は、業務完了月の翌月10日までに、令和7年3月については契約期間満了日に受けること。

(年次業務完了報告書)

第32条 受託者は、年次業務完了報告書を委託者に提出すること。提出は、業務完了年度の翌年度4月10日までに、令和6年度については契約期間満了日に提出すること。

(業務書類の整備)

第33条 受託者は、業務の確認に必要な書類を整備し委託者が提出を求めた場合は速やかに提出すること。ただし、受託者の機密に関する事項はこの限りではない。

(施設の一般管理)

第34条 受託者は、常に清掃を心がけ、物品等を整理・整頓すること。

(議事録の作成)

第35条 受託者は、業務の履行に関して、委託者と協議等を行った場合は、その都度内容を議事録として記録し、委託者に提出すること。

(目標水質と改善指示)

第36条 受託者は、委託者が年度当初に提示する目標水質値を達成するよう、適切に施設の運転管理を行うこと。

2 委託者は、受託者が目標水質値を達成できていないと判断した場合、改善指示を行うことができる。

(安全の確保)

第37条 受託者は、労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生防止に努めること。

(火災の防止)

第38条 受託者は、施設及び諸室の火元責任者を選任し、火災の防止に努めること。

(施設等への立入り)

第39条 受託者は、施設等の機器がき損されるのを防止するため、関係者以外の施設内への立ち入りについて注意を払うこと。

2 東部浄化センターの休日及び西部浄化センターについては、工事業者等の施設入場時の入場章の貸し出し及びその管理を受託者が行うこと。

3 市上下水道部職員の西部浄化センターの管理棟書庫への入場時の鍵の貸し出し及びその管理を受託者が行うこと。

第3章 その他

(施設の使用)

第40条 受託者は、業務上必要な事務室・駐車場等の施設は、委託者の許可を受けて使用することができる。なお、使用期間中の管理責任は受託者とする。

2 受託者は、受託者の責めに帰する事由により汚損等があった場合は、受託者の責任において原状に復すること。

(工事完成図書等の貸与)

第41条 受託者が業務上必要とする工事完成図書、特殊工具等は委託者が貸与する。

2 受託者は、貸与品について台帳等を作成し、その保管状況を把握し、損傷又は紛失した場合には弁償すること。

(費用の分担)

第42条 業務履行に使用するものの費用の負担は、別表1のとおりとする。

(工具及び特殊車両の分担)

第43条 業務履行に使用する工具及び特殊車両の負担は、別表2のとおりとする。

2 受託者は、委託者が所有している工具類を借用したい場合は、借用する日の前日までに、委託者に工具類借用願を提出すること。なお、貸与された工具類は、常に保管状況を把握し適正に管理すること。

3 受託者は、貸与された工具類をき損、紛失等した場合は弁償すること。ただし、受託者に重大な過失がない場合はこの限りでない。

4 受託者は、借用した工具類の使用を終了する場合、または契約期間満了の場合は、貸与工具類返却届を委託者に提出すること。

(工具類の保管及び資材等の備蓄)

第44条 委託者は、緊急事態に対応できるよう、必要な工具類の保管及び資材等の備蓄を行うこと。なお、品目、数量及び保管場所について、工具類及び資材等一覧表を委託者に提出すること。

(業務従事者の服装、態度等)

第45条 受託者は、業務従事者に安全かつ清潔で統一した服装をさせ胸には名札をつけ、態度等についても部外者より指摘を受けることがないようにすること。

(業務従事者の資質向上)

第46条 受託者は、業務の質的向上を図るため、各種研修を行うなど業務従事者の資質・技術向上に努めること。

(エネルギーの管理)

第47条 受託者は、第二種エネルギー管理指定工場に該当する西部浄化センターをはじめとする施設等のエネルギーの使用について、省エネ法に基づく工場等判断基準及び管理標準に従い運転管理に努めること。

(電話・ファクス等)

第48条 受託者は、電話、ファクス等を設置する場合は、委託者と協議を行うこと。なお、設置費用、電話回線費は全て受託者が負担すること。

(業務の提案等)

第49条 受託者は、本業務に関し、効率的、効果的な技術的事項及び安全に関する事項があれば委託者に積極的に提案すること。

(賠償責任)

第50条 受託者は、運転維持管理上の不備や誤操作等により委託者又は第三者に損害を与えた場合、補修、取替及び補償等の費用を全て負担すること。ただし、設計、施工、材質及び構造上の欠陥、天災事変及び不測の事故等、受託者の責任によらない場合はこの限りでない。

(疑義等)

第51条 本仕様書に明記されていない事項、又は疑義を生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。

緊急時対応手順書

東部浄化センター

1 豪雨時の対応

- (1) 豪雨が予想される場合、下記の項目の操作を行うこと。
- ア 各貯留槽に貯留水がある場合、貯留槽下限水位まで排水を行うこと。
 - イ 観音寺ポンプ場の流入渠水位を確認すること。また、必要に応じて流入ゲート操作を行うこと。
 - ウ 常願通ポンプ場の流入渠水位を確認すること。
 - エ 柳戸ポンプ場は、優先的に汚水ポンプにより東部浄化センターに送水すること。但し、水位が上昇し、汚水ポンプでの対応が困難になった場合は雨水ポンプで対応すること。
 - オ 東部浄化センターは簡易処理を優先としているが、対応が困難な場合は雨水ポンプで対応すること。
- (2) 流入管渠及びポンプ井の水位上昇が著しい場合、下記の項目の操作を行うこと。
- ア 観音寺ポンプ場の流入ゲートを調整し、流入量を制限すること。
 - イ 常願通ポンプ場の流入ゲートは流入水位の変動により自動開閉動作をするが、正常に動作をしているか確認すること。
 - ウ 柳戸ポンプ場の雨水ポンプの運転台数を増加し対応すること。
 - エ 東部浄化センターの雨水ポンプの運転台数を増加し対応すること。以上の操作で対応が困難の場合は、高級処理に取り込むこと。

2 停電時の対応

- (1) 東部浄化センターが停電した場合
自動で発電機起動及び電気母線の発電機系統への切替が完了した後、ブロワ及び汚水ポンプを優先に運転すること。
- (2) 柳戸ポンプ場、観音寺ポンプ場及び常願通ポンプ場が停電した場合
自動で発電機起動及び電気母線の発電機系統への切替が完了した後、通常の送水を行うこと。
- (3) マンホールポンプが停電した場合
停電時間が継続した場合、緊急処置として現地において発電機による給電運転を行うこと。複数箇所での停電発生を想定し、平常時から汚水流入状況等を把握し、早期対応が可能なよう準備をしておくとともに、災害時の72時間の連続停電に対応できるよう燃料等の備蓄に努めること。

○マンホールポンプの影響が出始めるまでの時間（参考）

マンホール ポンプ名	島崎	下川田	妙興寺	浅野西	三ツ井
影響が出始めるまでの時間	2.9h	0.9h	0.5h	1.9h	3.0h

3 地震時の対応（一宮市震度 5 弱以上）

（1）災害時緊急調査表による調査

東部浄化センター、ポンプ場等の施設を市職員の指示により調査すること。

（2）調査終了目標

ア 開庁時に発災した場合、6 時間以内

イ 閉庁時に発災した場合、1 2 時間以内

（3）物資の調達

燃料、薬品の残量を把握し、適量の確保に努めること。

緊急時対応手順書

西部浄化センター

1 豪雨時の対応

豪雨が予想される場合、可能な限り貯留槽下限水位にしておく。

積算雨量 1 時間で 25mm/h 以上の降雨があった場合、下記「各貯留槽の運用」に従い貯留槽の操作を行うこと。緊急時は、昼夜の区別なく排水を行うこと。

貯留槽排水に伴い周辺で道路冠水がおきないように注意すること。

各貯留槽の運用

(1) 音羽貯留槽

ア 通常の雨水取り込み条件

初期雨水

音羽放流口水位 0.2m の時点で開始、1 時間経過もしくは貯留槽水位 1.50m に達するまでとし、貯留を停止する。

再取り込み

貯留槽水位が 1.50m 以下で、かつ前段の降雨(雨量カウント)後 4 時間以上経過している場合、貯留槽水位 1.50m まで貯留する。

イ 緊急時の雨水取り込み、排水条件

貯留

No. 4-2(音羽)ろ過スクリーン水位が 1.50m 以上になった場合、貯留槽満水まで貯留する。

排水

雨が小康状態となっても排水を行わず、真清田貯留槽排水を優先して行うが、音羽放流口水位が 0.68m を下回ってから排水する。

(2) 真清田貯留槽

ア 雨水取り込み条件

貯留

- ・ 導水渠水位 0.90m 以上で雨量が 5mm/10min 以上
- ・ 導水渠水位 1.20m 以上
- ・ 導水渠高水位及びフロート式水位計が動作

イ 緊急時の排水条件

排水

- ・ 排水槽高水位でない。
- ・ No. 4-2(音羽)吐口水位 1.50m 以下である。

(3) 新生貯留槽

ア 雨水取り込み条件

貯留

特になし(下水管越流分が流入するため)

イ 緊急時の排水条件

排水

排水槽高水位でない。

- ・ No. 7(平和)吐口水位 1.20m 以下である。

2 停電時の対応

(1) 西部浄化センター

停電の種類及び規模に応じた操作を行うこと。また、停電状況把握すること。

特高受電系統 (33kV) のみ停電になる場合	特高受電系統 (33kV) と 高圧受電系統 (6.6kV) の両方が停電になる場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受電系統を特高側から高圧側に切替を行う。なお、落雷による電圧低下や積雪や鳥類による接触事故に伴う瞬時停電もあるので、切替の際は注意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電が長期になると予想される場合は、特水系非常用発電機を起動し、西部系井水揚水ポンプ設備、西部系井水給水ポンプ設備及び特水系次亜注入ポンプを稼働すること。また、次亜注入ポンプについては手動設定で運転となるため、残留塩素濃度 0.8mg/L～1.0mg/L 程度を維持すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時特水系焼却設備が稼働中の場合、設備状況を至急確認し、事故が起きないように努めること。 	

(2) ポンプ場

平和ポンプ場	板倉ポンプ場、木曾川ポンプ場
<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用発電機の自動運転及び電気母線を発電機系統への切替が完了してから、通常の送水を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて非常用発電機を手動運転すること。 ・ 手動運転後は、電気母線を発電機系統に切替後、通常の送水を行うこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 西部浄化センターの施設状況により送水を行うかは判断すること。 	

(3) マンホールポンプ及びポンプ所

汚水溢水の可能性を確認し緊急度に応じ、可搬式発電機を設置し、ポンプ運転を行うこと。複数箇所での停電発生を想定し、平常時から汚水流入状況等を把握し、早期対応が可能なよう準備をしておくとともに、災害時の72時間の連続停電に対応できるよう燃料等の備蓄に努めること。

○マンホールポンプ、ポンプ所の影響が出始めるまでの時間 (参考)

マンホールポンプ名	今伊勢東	起	板倉	黒田	大和	玉ノ井	吉藤	日光川
影響が出始めるまでの時間	17.5h	7.9h	17.8h	1.7h	114.5h	44.6h	11.8h	1.6h

3 地震時の対応（一宮市震度 5 弱以上）

(1) 災害時緊急調査表による調査

西部浄化センター、ポンプ場等の施設を市職員の指示により調査すること。

(2) 調査終了目標

ア 開庁時に発災した場合、6 時間以内

イ 閉庁時に発災した場合、12 時間以内

(3) 物資の調達

燃料、薬品の残量を把握し、適量の確保に努めること。

費用の負担（第 4 2 条関係）

種類	委託者	受託者
光熱水費(電気、水道、管理棟のガス)	○	
光熱水費(燃料油)		○
電話回線費(受託者用)		○
自家発電機、雨水ポンプ場エンジンポンプの燃料	○	
薬品(処理用、維持管理用)		○
産業廃棄物処分費(廃油以外)	○	
廃油処分費		○
記録計、データロガー、マニフェストの用紙		○
水質試験に係る器具、機材類	○	
水質試験に係る薬品類並びに分析機器用消耗品類		○
水質簡易測定に係る器具、機材類、薬品類並びに分析機器用消耗品類		○
配管材料及びパッキン類	○	
設備の点検・整備に必要とする部品	○	
機械設備用消耗品(東部系掻き寄せ機シュー、200 個、ナイロン製)		○
機械設備用消耗品(上記以外)	○	
電気設備用消耗品(ランプ類)		○
電気設備用消耗品(上記以外)	○	
設備の軽微な補修、修繕に必要な部品類(V ベルトを含む)	○	
ボルト、ナット、ビス、釘等で施設維持に必要とする緊結部品	○	
洗浄用ホース、散水用ホース、ノズル	○	
塗料、希釈液		○
維持管理業務に必要とする機器への潤滑油脂類		○
測定機器類(委託者と受託者の協議による)		○
受託者の事業、事務に係る機材、事務用品類		○
機器の点検・整備に必要とする簡易な工具、回路計、懐中電灯等		○
提出書類、報告書等用紙類		○
刷毛、サンドペーパー等の塗装用品類(軽微な補修用)		○
日常清掃、定期清掃に必要とする清掃用具、及び消耗品類(床用ワックス含む)		○
機器洗浄用油、洗浄剤、ウエス、清掃用具等機器清掃に必要とする整備用品		○
事務用机、事務用椅子、更衣ロッカー、保管庫、書庫類、黒板、下足箱等事務用備品(受託者用)		○

電話、ファックス等通信設備、複写機器類等事務用備品(受託者用)		○
冷蔵庫、洗濯機等電化機器等		○
被服類、履物類、各種手袋等の安全保護具(受託者用)		○
トイレトペーパー、手洗い用石鹼、トイレ用消臭剤等の衛生用品(東部管理棟 水質管理棟)	○	
トイレトペーパー、手洗い用石鹼、トイレ用消臭剤等の衛生用品(上記以外)		○
石鹼、消毒剤、救急用品等衛生用品(受託者用)		○
受託者が使用する茶器類及び日用品類		○
その他委託者が認める物(受託者と協議)	○	
委託者が費用負担するものに含まれない物		○

上記以外については、協議し決定するものとする。

工具及び特殊車両の負担（第 4 3 条関係）

種類	委託者	受託者
大型または特殊な工具類	○	
汎用工具		○
計測機器類		○
高圧洗浄機(温水式)	○	
草刈機		○
非常用発電機 容量 60kVA 以上(吉藤ポンプ場等に使用)		○
安全用具、衛生器具、清掃道具、除草道具、樹木剪定道具		○
連絡用・巡回用自動車及び自転車類(受託者用)		○
産業廃棄物収集運搬車両(天蓋付)		○
非常用発電機運搬用車両(積載形トラッククレーン)		○
産業廃棄物積込用重機		○